

～ 水道基本料金物価高騰対策事業（案）～  
令和7年度において  
水道料金（基本料金分）を減免します！

水道部 水道サービス課

直通 055-934-4853

要 旨

エネルギーや食料品価格の物価高騰等の影響を受けている家庭や事業者等を支援するため、令和7年度の水道料金（基本料金分）の2か月分減免を予定しています。

概 要

- 1 事業名：水道基本料金物価高騰対策事業
- 2 減免対象：市内に水道メーターを設置し、本市の水道事業として供給している水道水を使用している家庭や事業者等（市外や公用施設等は除く）  
対象の水道メーター数 約9万件
- 3 対象期間：令和7年6月、7月  
ただし、検針日が地区により異なるため、6月から9月の間に請求される基本料金合計2か月分を減免します。
- 4 減免金額：水道メーターの口径別基本料金（2か月分）

口径	金額	口径	金額	口径	金額
13mm	1,360円	20mm	1,360円	25mm	1,360円
30mm	4,200円	40mm	7,800円	50mm	14,200円
75mm	30,000円	100mm	49,000円	150mm	116,600円
- 5 事業費：1億4,600万円  
（うち、1億3,500万円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用）
- 6 周知方法：広報ぬまづ、沼津市ホームページ、沼津市水道部フェイスブックでの周知のほか、6月と7月の水道メーター検針時に減免のお知らせのチラシをポストに投函します。